

第六十九回 帝國議會

臨時物資需給調整法案委員會議錄(速記)第九回

付託議案

臨時物資需給調整法案(政府提出)

商工協同組合法案(政府提出)

昭和二十一年九月二十日(金曜日)午前

十一時八分開議

出席委員

委員長 竹田 儀一君

理事加藤 一雄君

理事塚田十一郎君

理事宮前 進君

理事前田榮之助君

理事石原 井田 友平君

西村 久之君

田中源三郎君

龍澤 健作君

馬越 晃君

鈴木周次郎君

鈴木 明良君

寺田 栄吉君

坪川 信三君

川崎 秀二君

加藤 錠造君

中崎 敏君

大宮伍三郎君

稻田 健治君

赤澤 正道君

小坂善太郎君

國務大臣 星島 勝君

出席政府委員 小林 鑑君

商工政務次官 吉田悌二郎君

商工事務官 玉置 敏三君

本日ノ會議ニ付シタ議案

第六類第二十三號 臨時物資需給調整法案委員會議錄 第九回

昭和二十一年九月二十日

商工協同組合法案(政府提出)

○竹田委員長 會議ヲ開キマス、先づ

商工協同組合法案ニ付テ政府ノ御説明

ヲ求メマス——星島商工大臣

ハ、龜ニ本議論ニ於テ申上ダシタヤ

ウニ、中小企業振興ノ重要ナニ方策ト

致シマシテ、中小企業ノ自主的組織化

ヲ圖リマス爲ニ、戰時統制經濟ノ殘滓

タル統制組合及ビ施設組合ノ制度ヲ廢

止シ、之ニ代シテ新タニ民主的商工協

同組合制度ヲ設ケヨウツスルモノデア

リマス

御承知ノヤウニ、中小企業ハ其ノ性

質上簡易ナ設備ト勞務管理ノ徹底等ニ

依リ、經營ガ彈力性ニ富ムト云フ利點

ガアルノアリマスガ、其ノ反面資金

ノ小規模ナ關係上、金融ノ利便ガ少

ク、隨テ設備ノ改善、技術ノ向上等ト

云フ方面ガ甚ダ不十分デアリ、又眼前

ノ利害ニ因ハレテ無統制競争ニ陥リ

ミナラズ、其ノ事業一般ノ健全ナ發達

ヲ阻碍スル弊モ少クナインアリマ

シテ、關係業者ノ緊密ナ自主的協同ノ

力ニ依ツテ其ノ合理化、能率化ヲ圖ル

ト共ニ、大局的見地ヨリ中小企業家ニ

適切ナ指針ヲ與ヘ、其ノ進路ヲ誤ラセ

トモ必要ナ次第アリマス、現行ノ商

工組合法ハ、統制國體トシテノ性格ヲ

爲ノ組織化ヲ拒ヒトシテ居リマシテ、

直接中小企業ノ振興向上ヲ圖ル爲ノ組

セシ、戰時統制遂行ノ便宜ヲ圖ル

トモ必要ナ次第アリマス、現行ノ商

工組合法ハ、統制國體トシテノ性格ヲ

爲ノ組織化ヲ拒ヒトシテ居リマシテ、

直接中小企業ノ振興向上ヲ圖ル爲ノ組

織化ヲ目的トシテ居ルモノニアリマシテ、

セヌノデ、此ノ點ニ於テ既ニ戰後ノ新

經濟情勢ニ相應シクナイト申サナケレ

バナリマセヌ

更ニ具體的ニ御説明致シマスト、

一、其ノ運用方法、理事長ガ原案執行

權、役員任免權ヲ持ソト云フ例ニモ明

カデアリマスヤウニ、理事長ヲ中心ト

スル指導者原理ヲ基調ト致シテ居リマ

シテ、總會ノ權限ガ非常ニ弱ク、組

合員ノ總意ガ輕視セラレテ居リマス

以上ノ説明ニ依リマシテ、大證明カ

ニナリマシタコト思ヒマスカ、此ノ

法律ニ依ツテ設立セラレマス商工協同

組合ハ、商業、工業又ハ礦業ヲ行フモ

ノガ自由ニ寄り集マツテ、其ノ事業經

營ノ合理化ヲ圖ル爲ニ必要ナ共同施設

ヲ行ヒ、延イテハ當該產業ノ改良發達

ニ寄與スルコトヲ目的トスル協同組合

デアリマシテ、隨テ設立、加入、脫退、

解散等ハ總テ組合員ノ意思ニ委ネラレ

テ居リマス、組合ノ運營ニ付キマシテ

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

合法ノ系統ヲ繕グモノニアリマシテ、

ハ、戰時中ノ殘滓ヲ一掃スル意味ニ於

キマシテ、此ノ際全部解散シ新タナル

構想ニ基イテ再出發スルト云フコトニ

致シマシテ、新機構へ移行ノ一線ヲ劃

シマスルト共ニ、施設組合ハ、其ノ性

質上當然新法ニ依ル協同組合ト看做ス

合制度ヲ作ルコトトシタノアリマス

度ヲ擴充致シマシテ、中小商業者ノ

純粹ナ協同組織トシテノ民主的ナ新組

合制度ヲ作ルコトトシタノアリマス

コトニ致シタコト考ヘテ居リマス

商工協同組合法案ノ内容ハ大體以上

ノ通リデアリマスガ、尙ほ御質問ニ依

シマシテ御答へ申上ゲルコトトシマ

ス、ドウゾ御審議ノ上宜シク御願ヒ致

シマス

○竹田委員長 就キマシテハ、商工協同

組合法案ニ對スル御質疑ハ午後二時カ

ヲ御願ヒスルコトニ致シマシテ、全員

認可權等、煩瑣ニ近イ監督權ヲ留保シ

テ居リマス、總會ノ運營ニ付キマシテ

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會

モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最

小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ

○竹田委員長 是ヨリ臨時物資需給調整法案ヲ議題トシテ討論ニ入りマス、先づ各派共同提案ノ修正案及ビ附帶決議ニ付テ説明ヲ許シマス——塚田十一郎君 午前十一時十五分休憩

午後二時八分開議

○竹田委員長 是ヨリ臨時物資需給調

整法案ヲ議題トシテ討論ニ入りマス、

先づ各派共同提案ノ修正案及ビ附帶決

議ニ付テ説明ヲ許シマス——塚田十一郎君 午前十一時十五分休憩

○塚田委員本臨時物資需給調整法案ノ修正案ニ付テ、其ノ提案理由ヲ御説

明申上ゲマス、本委員會ニ於キマシテ

ノ本法案ニ付テノ各委員ノ意見ヲ総合

致シマシテ、結局本法案ハ非常ニ廣

汎ニシテ且ツ包括的ナ委任立法デアル

カラ、其ノ運用が民主的ニ行ハレルヤ

第六類第二十三號 臨時物資需給調整法案委員會議錄 第九回

ウ特ニ留意スル必要ガアル、隨テ法文
ニ付テモ其ノ趣旨ノ下ニ必要ナ修正ヲ
加ヘナケレバナラナイト云フ點ニ歸著
スルノデアリマシテ、此ノ點ヲ根本ト
致シマシテ、次ノ諸點ニ付テ修正ヲ加
ヘタイト考ヘルノデアリマス

先づ修正ノ第一點ハ、經濟安定本部
總裁ト主務大臣ドノ關係ヲ明確ニ致シ
マス爲ニ、主務大臣ガ第一條ニ掲ゲル
事項ニ關シ命令ヲ發シマス場合ニハ、
經濟安定本部總裁ノ同意ヲ得ルコトヲ
必要トルト云フコトニ致スノデアリ
マス、斯クスルコトニ依ツテ主務大臣
ノ專斷ノ命ヲ發スルゴトナク、經濟
安定會議ヲ中核ト致シマスル最モ民主
的ナ官廳デアルト、一應考ヘラレテ居
リマス、經濟安定本部ニ於キマシテ、本
法ノ運用ニ付キマシテモ各省ノ施策ヲ
綜合的ニ調整スルヨコトヲ、法文ノ上カ
ラモ明瞭ニスルト共ニ、其ノ法律ノ民
主主義的ナ運用ヲ企圖シタ次第アリ
マス、此ノ趣旨ヲ修正文ニ第一條ノ第
四項ト致シマシテ、「第一項の命令は、
經濟安定本部總裁の同意を得てこれを
なすものとし」ト云フ具合ニ規定致シ
タモ存ズルノデアリマス

次ニ修正ノ第二點デアリマスガ、第
一條ノ命令ノ發動ニ當リマシテ、官廳
側ガ恣意ニ依ツテ不平等等ナ取扱ヒヲス
ルト云フコトハ非常ニ困ルノデアリマ
スカラシテ、同様ナ條件ノ下ニアルモ
ノニハ差別ナクソレガ適用サレルト云
フコトニ致シマシテ、其ノ趣旨ヲ第一
條第四項ノ後段ニ「且つ同様の條件の
下にある者には、差別なく適用される
ものとする。」ト云フ具合ナ文句ヲ附加
ヘテ修正案ニ致シタイト存ズルノデア
リマス

各號ノ、即チ主務大臣ガ命令ヲナシ得ル場合ニ付テデアリマスガ、政府ノ原案ニ於キマシテハ多少尙ホ不備ナ點ガアルト考ヘラレマスノデ、検討ノ上物資ノ使用ノ制限又ハ禁止ノ命令及ビ物資ノ出荷ノ命令ヲ之ニ加ヘテ、命令事項ノ整理ヲ致シタイト存ズルノデアリマス、尙ホ物資ノ割當及ビ配給ノ命令以外ノ事項ハ、特ニ其ノ運用ヲ慎重ニ行フ必要ガアルト考ヘマスノデ、其ノ範圍ヲ供給ノ特ニ不足スル物資ニ限ルト云フコトニ致シマシテ、尙又設備ノ讓渡命令ニ付キマシテハ、單ニ設備ト云フダケデハナク、其ノ讓渡命令ガ發コトニ限定シタイト考ヘルクデアリマス、其ノ趣旨ヲ法文ノ中ニ盛込ミマスノニ、第一條第一項ニ新タニ第二號ヲ設ケマシテ、第二號ト致シマシテ「經濟安定本部總裁が定める方策に基く供給の時に不足する物資の使用の制限又は禁止」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス、隨テ原案ノ第二號ガ三號ニ、第三號ガ、第四號ニナルノデアリマス・新タナ第三號ニ於キマシテハ「經濟安定本部總裁が定める方策に基く」ノ下ニ「供給の時に不足する」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス、ソレカラシテ更ニ「物資の生産若しくは」ノ下ニ「出荷」ノ文句ヲ入レマス、更ニ「工事の施行に基く」ノ下ニ「供給の時に不足する」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス・次ニ新タナル第四號中ニ於ケル「經濟安定本部總裁が定める方策に基く」ノ下ニ「供給の時に不足する」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス・又は物資の生産若しくは」ノ下ニ「出荷」若しくは」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス・次ニ新タナル第四號中ニ於ケル「經濟安定本部總裁が定める方策に基く」ノ下ニ「遊休」ト云フ文字ヲ入レルノデアリマス・

次ニ修正ノ第四點ト致シマシテ、損失補償ノ事項ハ、物資ノ生産又ハ出荷ニ關スル命令、工事ノ施行ニ關スル命令ト云フヤウナ、積極的ナ命令ニ付テノミ損失補償ヲ要求シ得ルコト致シマシテ、隨テ生産ノ制限若シクハ禁止、ソレカラ工事ノ施行ノ制限若シクハ禁止ト云フヤウナ消極的ナ命令ニ付テハ、損失ノ補償ヲ爲シ得ナイコトトスルノデアリマス、其ノ趣旨ヲ取入レマシテ原案第二項ニ「政府は、勅令の定めるところにより前項第二號」トアリマヘンヲ「第三號」ニ改メ其ノ「第三號」ノ下ニ掲げる物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行」ト云フ文字ヲ入レマス、又其ノ次ノ「又は第四號」トアリマスノハ「又は第四號」ト改メルノデアリマス

次ニ修正ノ第五點デアリマスガ、是ハ原案第二條ニ關係スル問題デアリマシテ、原案第二條ニ於キマシテ、民主的ニ組織サレタ産業團體ニ物資ノ割當ヲナサシメルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、此ノ民主的ニ組織サレタ産業團體ト云フノハ、ドウ云フモノヲ意味スルノカト云フコトハ、唯是ダケノ文句デハ非常ニ分リ兼ネマスノデ、其ノ産業團體ノ性格ヲハシキリシテ置ク必要ガアルト考ヘラレマスノデ、之ヲ勅令デ具體的ニ其ノ要件ヲ示シマシテ、産業界ノ向ベキ方向ヲ明確ニ指導スル措置ヲ執ル、ソレト同時割當ニ不服ノアル者ノ不服ノ申立ハ、原案ニ於キマシテハ主務大臣ガ之ヲ裁定スルト云フコトニナツテ居リマス、シタノヲ、主務大臣ガ一々之ヲ捌クト云フコトハ、實務上非常ニ困難ガアル、隨テ運用ノ妥當圓滑ヲ期シ難イト云フコトガ考ヘラレマスノデ、新タヌ

物資需給調停委員會ト云フモノヲ設ケ
案第二條ニ新タニ第三項ト致シマシテ、
テ、「第一項の產業團體の組織その他
の事項に關し必要な事項は、勅令でこ
れを定める。」ト云フ工合ニ致シマス、
隨テ原案ノ第三項ガ第四項ニナル譯デ
アリマス、隨テ新シイ第四項ニ於キマシ
テ冒頭ニ「前項の」トアリマスノヲ、「第
二項の」ト改メマス、ソレカラ四項中
ニ「物資の割當の決定に不服のある者
は遲滞なくその旨を主務大臣に」トアリ
リマシタノヲ「物資需給調停委員會に」
ト改メマス、次ニ「申し出ることがで
きるこの場合には」ノ次ニ「主務大臣
は」「トアリマスルノヲ「物資需給調停
委員會は」ト改メル次第デアリマス、次
ニ新シク第五項ヲ設ケマシテ、「物資
需給調停委員會に關し必要な事項は、
勅令でこれを定める。」ト云フ一項ヲ
入レルノデアリマス、隨テ原案ノ第四條
ニ新タナル第六項ニナル譯デアリマス、隨テ
新タナル第六項ノ冒頭ノ「前項に」トアリ
リマスノガ「第四項に」ト云フ工合ニ改
マル譯デアリマス

次ニ修正ノ第六點ト致シマシテ、報
告聽取及び臨檢検査ニ關スル第二條ノ
内容ガ戰時統制經濟實施中ノ此ノ種ノ
法規ト同様ナ内容ヲ盛ツタモノニナツシ
テ居リマスノデ、民主的ナ運営ヲ確保
スル見地カラシテ、此ノ原案第三條ニ
報告ノ提出ヲ求メル相手方、ソレカラ
臨檢検査ヲナシ得ル場所、ソレカラ
告ヲ求メ得ル事項等ニハツキリト、ド
ウ云フ事項ニ付テ報告ヲ求メラレル
カ、ドウ云フ場所ニ付テ臨檢検査ガノ
シ得ルカド云フヤウナ事項ヲ明定シタ
ムンテ、ソコデ不服ノ決定ヲスルト云

イト考ヘルノデアリマス、其ノ趣旨ヲ採り入レマシテ、原案第三條ヲ次ノ如ク修正シダイト存ジマス、「主務大臣は、第一條の規定の適用に關して必要な」ト云フ此ノ「必要な」ノ三字ヲ消シマシテ、「左に掲げる」ト致シマシテ、「左に掲げる事項につき」、シ其ノ次ニ「關係者」下アリマスノヲ一字削リマシテ、「關係事業者又は前條第二項の規定により指定された事業團體」ト云フ工合ニ直シマス、サウシテ「產業團體から報告を取ることができる。」ト致シマス其ノ後ニ更ニ文句ヲ加ヘマシテ「この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときには、主務大臣は」ソレカラ「當該官吏に」ト續キマシテ、次ニ「必要な場所」ノ五字ヲ削リマシテ、「事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫」ト云フ工合ニ新シク文字ヲ插入スルノニアリマス、ソレカラ「に臨檢し、業務の状況」ノ次ニ「若しくは」トアリマス四字ヲ削リマジテ、「又は」ト直シマス、詰リ「又ハ帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ。」斯ツ云フ工合ニ致シマス、更ニ其ノ後ニ第一號ト致シマシテ、「一、物資の割當又は配給、二、物資の使用、三、物資の生產若しくは出荷又は工事の施行、四、物資又は設備の状況」ト云フ四號ヲ加ヘルノデアリマス、更ニ第二項ハ「前項の規定により、當該官吏に」トアリマシタノヲ、「當該官吏が」ト致シマシテ、「臨檢検査させる」トアリマシタノヲ三字削リマシテ、「検査する場合には」、ト致シマス、サウシテ「その身分を示す證票を携帶させなければならない」トアリマシタ其ノ「させなければならぬ」ト云フ以下ヲ削リマシテ、「携帶し、且つ

○竹田委員長 加藤勘十君ニ附帶決議
ノ御説明ヲ願ヒマス——加藤勘十君
○加藤勘十君 委員 本法ノ性格ニ付キマ
リマス、以上ヲ以テ修正要旨ノ説明ヲ
終リマス

○最後ニ第七號ト致シマシテ、本法ノ
有效期間ノ問題デアリマスガ、原案ニ
於キマシテハ、本法ノ有效期間ハ「經
濟安定本部の廢止の時」マヂト云フコ
トニナツテ居ツタノデアリマス、併シ
經濟安定本部ハ今日ノ見透シデハ、必
ズシモ當局ガ現在意圖シテ居リマス一
年ト云フヤウナ期間デ、廢止ガ出來ル
ヤウナ時期ニ到達スルトモ考ヘラレマ
セヌシ、ソレニ一方此ノ法律ハ政府當
局ノ意向ニ徴シマシテモ、成ベク其ノ
存續期限ヲ短期間ニ限リタイト云フ意
向ガアリマスカラ、其ノ存續期限ヲ昭
和二十三年四月一日以降ニ亘ラナイヤ
ウニト云フコトニ原則トシテ致シ、經濟
安定本部ガ其ノ期日以前ニ若シ廢止
サレルヤウナ場合ガアル時ニハ、勿論
其ノ時期ニ於テ本法律モ廢止サレルト
云フコトニ致シタイ爲ニ、此ノ附則ノ
第二項ヲ次ノヤウニ訂正致シタイト存
ジマス、「この法律は」ノ下ニ「昭和二
十三年四月一日又は」ト插入致シマシ
テ、「經濟安定本部の廢止の時」ノ下ニ
「の何れか早い時」ト修正致シマス
以上簡単ニ修正ノ要點ヲ申上ゲタノ
デアリマスガ、尙ほ詳細ナ點ハ皆様方
ノ御手許ニ配付サレテ居リマス刷物——
即チ臨時物資需給調整法案中、側線ヲ
引イテアル箇所ガ只今申上ゲマシタ修
正ノ箇所デアリマスカラ、詳シクハ其
ノ點ニ付テ御確カメフ願ヒタイノデア
リマス、以上ヲ以テ修正要旨ノ説明ヲ

シテハ、本委員會ニ於テ十分ノ質疑ガ強イ權限ヲ持ツタ委任法ト云モノハ、平常ノ場合ナラベ到底承認サルベキ性質ノモノデハナイノアリマスケレドモ、日本ノ今日ノ事情ニ於テハ已ムヲ得ザル一箇ノ經過規定トシテナクテハナラナイト云フコトガ、本委員會ニ於テモ是認サレタヤウデアリマシテ、此ノ政府ノ案モ只今述べラレマシタヤウナ修正意見ノ下ニ、大體此ノ委員會ニ於テ通ルコトト存ジマス、就キマシテハ何處繰返シテモ此ノ法律ガ今申上ゲマスヤウナ非常ニ強イ包括的ナ規定ヲ持ツタ委任法アリマスカラ、一タビ其ノ運用ガ誤ラマスルナラバ、總テノ面ニ民主主義化ガ行ハレナケレバナラナイ日本ノ今日ノ段階ニ於テ、非常ニ大キナ疵ヲ附ケルコトナリマスルカラ、本法案カ通過シテ懲罰施行サレルト云フコトニナリマスル場合は、政府當局ガ十分ニ委員會ノ意ニアレル所ヲ酌シテ、曾テノ總動員法ガ運用サレタ場合ノヤウナ、世間カラ獨裁的デアルト云フヤウニ見ラレルガ如キ態度ハ御執リニナラナイデ大臣ノ質疑ニ對スル御答ヘノ中ニアリマシタヤウニ、十分民主的ニ演用サレルヤウ、最善ノ注意ヲ御用ヒニナルデアラウトハ思ヒマスガ、本委員會トシマシテハ、念ニハ念ヲ入れナレバナラヌ性質ヲテ居ル法律ト恩ハレマスルノデ、大體各派共同ノ附帶決議ト致シマシテ、次ニ申上ゲル趣旨ノ決議案ヲ出シタイト思ヒマス、其ノ案文ヲ朗讀致シマス

明カナル所デアリマスカラ、
點モ十分ニ御勘考ノ上デ、政治ノ責任
ヲ明カニセラレマシテ、上意下達、下
意上達ノ制度ヲ十分ニ活用セラレマシ
テ、政府中央機關其他中央ノ組織ガ命
令致シマス事項ハ、立チドヨロニ下部
組織ガ之ヲ承認致シマシテ、國民ガ納
得シテソレヲ受入レマシテ、經濟再
建が經濟安定本部ヲ通ジマシテ、一日
モ早ク完成致シマスルヤウニ、政府ニ
格段ノ御努力ヲ御願ヒ致シマス、國民
モ之ニ應ヘマシテ、十分ニ政府ノ意ヲ
體シ、經濟再建ニ勵シマスル譯デアリマ
シテ、兩々相俟ツテ一日モ早ク日本ノ
再興ヲ圖ル、斯ウ云フ方向ニ參りタイ
ト存ジマス、以上大略希望其他ヲ述べ
マシテ賛成致ス次第アリマス(拍手)
○竹田委員長 川崎秀二君

ルモノニアリマスガ、經濟安定本部ノ
部ノ官僚化デハナインデアリマス、我
我ガ今日強ク希望致シタイコトハ、經
濟安定本部ノ民主化テナケレバナラ
ヌ、斯様ニ考ヘルノアリマス、經濟
安定本部ハ日本經濟ノ建直シニ付テ、
内閣ヨリモ更ニ鞏固ナ一連ノ計画性ヲ
持チ、内閣各大臣ニ命令ヲスルト云フ
ヤウナ所ニマデ、此ノ臨時物資需給調
整法ヲ通ジテ其ノ權限ガ發揚サレルニ
至ツタコトハ、結構ナコトデアルト私
ハ考ヘルノデアリマス、同時ニ附帶決
議ノ重要性ト云フモノハ、是ハ更ニ強
調サレナケレバナラナイ、從來附帶決
議ト言ヒマスト、大體ニ於テ兩院ガ之
ヲ附シテモ、政府ハ唯畏マツタト云フ
コトダケデ、實際ニ於テハ效果ガ現ヘ
レタコトガナインデアリマスガ、此ノ
法案ニ付テノ附帶決議ノ重要性ト云フ
コトハ、特ニ本日御列席ノ兩大臣ニ十
分認識シテ戴キタイト私ハ考ヘルノデ
アリマス

○竹田委員長 加藤篠造君
○加藤(鎌)委員 私ハ日本社會黨ヲ代表致シマシテ、本案修正案所ヲ除イタ原案竝ニ修正案、竝ニ附帶條件ニ對シマシテ賛成スルモノデアリマス、唯茲^ミ若干ノ希望意見ヲ附シテ置キタイト考ヘル次第デアリマス、本案ハ申上ゲルマデモナク、日本經濟再建ノ基本方策ヲ樹立スル爲メノ法令デアルノデアリマス、斯カル重要な方策ヲ立テル爲ニ、本案ノヤウナ種メ度廣汎ナル委任ヲ託スル所ノ法令デ以テヤツテ行カウトスルニハ、非常ナ危險ガ伴フコトハ、既ニ委員會ヲ通ジテ各委員カラ申述ベラタ通リデアルノデアリマス、ソコデ私共ハ此ノ委員會ヲ通ジテ、出來ル限り其ノ基本方策ノ内容ニ付テ、政府當局カラ御伺ヒ致シタイトト考ヘタノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ殆ド發表ガナカツタノデアリマシテ、是ハ甚ダ遺憾ナコトデアルト思ヒマス、隨テ日本ノ經濟ノ再建が成ルカ成ラナイカト云フコトハ、本法ノ運用ノ如何ニ懸ツテ居ルノデアリマス、政府ハ本法ヲ運用スルニ當リマシテ、戰時統制經濟ノ失敗ノ跡ヲ十分検討シテ、其ノ戰時統制經濟ノ失敗ガ、要スルニ官僚統制ト資本主義ト基盤トスル所ノ統制經濟デアツタト云フ點ヲ十分難ナ情勢ノ中ニ立ツテ日本ノ經濟ヲ再建スル爲ニハ、日本ノ經濟ノ大キナ變更ニ検討セラレマシテ、今後ノ極メテ困

革方必要アルト云フコトヲ、十分ニ御理解ヲ願ハナケレバナラナイト思フノデアリマス、隨テサウ云フ點カラ社會主義的計畫經濟ノ線ニ沿シテ、基本的ナ方策ヲ決定セラレタイト思フノデアリマス、而シテ出來ル限り全國民ノ協力ニ依ツテ、今後ノ日本經濟ノ再構築ヲ強ク希望致シマシテ、本案ニ賛成スルモノアリマス(拍手)○竹田委員長 石原登君○石原(登)委員 日本ノ再建ニ當リマシテ本法ヲ設ケルコトニ付キマシテハ、協同民主黨ト致シマシテハ全面的ニ賛成スル所デアリマスガ、唯我々致シマシテハ其ノ運營如何ヲ非常ニ注意シテ居ツタノデアリマス、斯ウ云フ見地カラ私共ハ、只今申サレマシタ修正案竝ニ附帶決議案ニ對シテ、協同民主黨ハ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、是マデノ斯カル法律ニ對スル政府ノ運營ヲ見マスト、多ク例ヲ引クマダモナク、非常ニ獨善主義デアリマシテ、ソニ官ノ横暴ハ正ニ眼ニ餘ルモノガアツタノデアリマス、私自身ト致シマシテモ隨分斯カル場合ニ臨ンダノモナク、非常ニ獨善主義デアリマシテ、ソニ官ノ横暴ハ正ニ眼ニ餘ルモノガアツタノデアリマス、斯ウ云フ時私達ハ常に政府ノ責任者ニ對シテ其ノ所信ヲ質シ、更ニ善處ノ立法ノ精神ニ背イテ居ル譯デアリマス、斯ウ云フ時私達ハ常に政府ノ責任者ニ付テハ、責任者デアル所ノ大臣ハ、部下ニ對シマシテ十二分ニ法ノ趣旨ヲ徹底セラレマシテ、間違ツテモ今後ソニ所デアリマス、ドウカ此ノ法ノ運營タ所デアリマス、ドウカ此ノ法ノ運營スガ、最高責任者ノ言明ガアルニ抱ラズ、常に下部役人ニ於テハ間違ツテモ運用サレラレマシテ、再々私達ガ経験シテマデノヤウナ惡イ印象ヲ國民ニ與ヘル

○竹田委員長 伊藤恭一君
○伊藤恭一君 委員 各派ノ共同提案ニ依ル修正事項竝ニ附帶決議ヲ、政府當局ニ於テハ責任ヲ以テ採用セラレマシテ、日本經濟ノ再建ノ爲ニ公正ナル民主化ヲ圖ラレルヤウニ致サレルコトヲ、條件ト致シマシテ、本案ニ賛成スルモノアリマス、尙ほ附加ヘテ希望致シタノハ、戰時ニ於ケル統制經濟ハ、色々々戰力ノ關係カラ其ノ内容ヲ發表スルコトハ出來ナカツタノデアリマスケレドモ、今後ニ於ケル統制經濟ハ、本堂ノ日本經濟再建ノ爲アルカラ、出来ルダケ其ノ内容ヲ率直ニ明示セラレマシテ、國民民主化ヲ慾ニ的確ニ致サレルヤウニ、希望條件ニ附加ヘテ置キタルトイト思ヒマス、以上ヲ以テ新政會ヲ代表致シマシテ本案ニ賛成スルモノアリマス(拍手)
○竹田委員長 福田繁芳君
○福田委員 私ハ無所屬俱樂部ノ立場ト致シマシテ、本案ニ對シテ極ク簡略ニ率直ニ一言申上ゲテ、サウシテ本案ヲ對スル最後ノ態度ヲ決メタイト思フテノアリマス、本法ハ產業ノ回復振興ヲ圖ルニアール、斯ウ云フ所ニ重點ガアリマスガ、一タビ本案ヲ繙イテ見マスレバ、戰爭中ナライザ知ラズ、敗戦後ノ今日、我ガ國産業ノ再建ヲ圖ラウトスル時ニハ、餘リニモ無理アリ、ノケル所ノ本法案ノ意味、尙又今マテ改

黨人デアツタ所ノ星島商工大臣、本法案ニ對スル非常ナル熱意ノアル所ノ御態度、尙又陸國務大臣ト致シマシテ、既往ノ經歴ヲ一切一掃シテ、殊ニ我ガ國ノ勤勞大衆ヨリ見ラレタ所ノ色ノ付イタ著物ハ此ノ際露ギ棄テシマツテ、新シイ直ツ白ノ著物ヲ著テ、サウシテ我ガ國經濟再建ノ爲ニ重大ナル責任ヲ背負ツテ起タウ、斯ウ云フコトヲ屢々言ハレテ居ルノデアリマスガ、私ハサウ云フ點ニ満腔ノ敬意ト同時二期屬俱樂部トシテ全會一致デ賛成致シタイト恩フノアリマス(拍手)貴ヘルト云フコトヲ前提トシテ此ノ際修正案竝ニ附帶決議ニ對シテ、無所正案ニ御賛成ノ諸君ハ御起立ヲ願ヒマス

一四〇

昭和二十一年十一月十六日印刷

昭和二十一年十一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局